

子どもの声に 耳をすませてください！

近年、児童相談所や保健所・病院などに「子どもの虐待」に関する相談が数多く寄せられるようになり、深刻な社会問題となっています。次世代を担う子どもたちがスクスクと健やかに育つよう、家庭・学校・地域の中であらためて考えてみませんか。

「子ども虐待」とは？

子どもを守るべき立場の親や親に代わる保護者が、子ども自身の健康状態をそこの行為を「子ども虐待」と呼んでいます。子ども虐待の件数は、近年急激に増加しており、深刻な社会問題になっています。

子ども虐待には、次の4つのタイプがあげられています。

1 身体的虐待

殴る、ける、たばこの火を押しつけるなど、生命・健康に危険のある行為です。

2 性的虐待

子どもへの性的行為の強要。知人や、見知らぬ人から受ける行為も含まれます。

3 心理的虐待

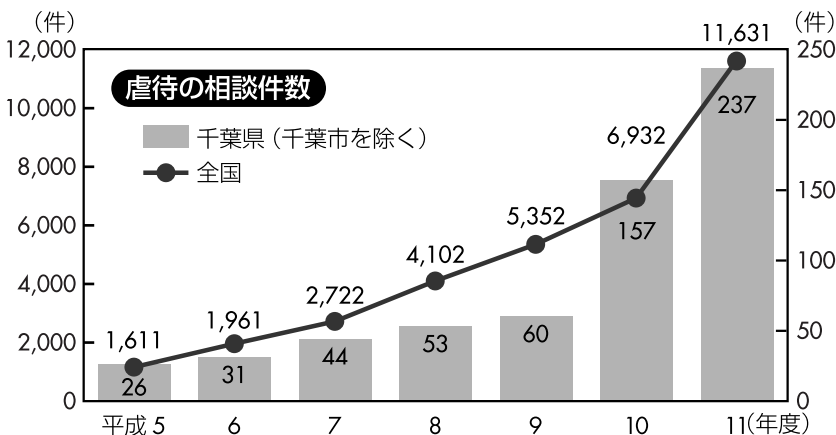
子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、無視する、差別的な扱いをするなどです。

4 保護の怠慢・拒否

病気やケガをしても適切な処置をしない。乳幼児を家に置いたまま外出する。炎天下、車中に子どもを放置するなどの行為です。

子ども虐待とは、一般的には親（また

は親に代わる保護者）による行為と考えられています。最近では、親に限定せず「おとな」による子どもへの不当な行為とする考え方もあります。



さまざまな要素が 発生の原因に

子どもの虐待がなぜ、どのように起こるのかは大変難しい問題です。親自身が子どものころに体験したことによるもの、核家族化、孤立化、人間関係の希薄化、ストレスの増大、社会環境の変化などさまざまな要素が原因となっていると考えられています。

子育てに自信をなくし、不安や焦燥感

から虐待へと発展するケースも見られます。

虐待の発生を未然に防止するには、これらの子育てで不安に苦しむ親（または親に代わる保護者）に対し、関係機関や周囲の人たちが協力しあいながら援助の手を差し伸べることが大切なのです。

「虐待かな?」と感じたら

児童福祉法によると「保護者に監護させることが不適当であると認められる子ども」を発見した人は、福祉事務所または児童相談所に通告しなければならぬと規定されています。

子どもたちの健やかな成長を願って

「虐待かな?」と感じる場面に遭遇したらずくに、児童家庭課または児童相談所、地域の民生委員・児童委員に連絡しましょう。ただし、生命の危険を感じるようなときには、警察へ保護を求める通報も行ってください。

虐待を受けた子どもには、生命や身体
の危険だけでなく、精神的な障害を残す
危険性もあります。周囲の人たちの素早
い対応が子どもを守ることにつながって
いるのです。

子ども虐待ホットライン ☎23・51110を設置

市では、「子ども虐待」に関する専用電
話（こども110番・☎23・51110）を
児童家庭課内に設置し、相談を受け付け
ています。子ども虐待の未然防止、早期
発見・対応のためにご利用ください。
また、子どもに関する相談窓口は次の
とおりです。

家庭児童相談室

（市役所児童家庭課内）☎20・1538

家庭や子どもに関する問題を専門とする
家庭相談員が対応します。

千葉県中央児童相談所

☎043・253・4101

子ども・家庭110番

☎043・252・1152

土・日曜日、祝日も電話相談を受け付
けています。

成田警察署生活安全課

☎270110（内線260）

※くわしくは児童家庭課（☎20・1538）
へ。

どんな小さなことでも 気軽にどうぞ

家庭相談員



山口暁子さん



三浦節子さん

私たちがみなさんからの相談に応じています。
相談の件数は月を追うごとに増えてきています。
子どもについての不安を抱えている人は多いんで
すね。子育て、不登校、人間関係など内容も多岐
に及んでいます。虐待については本人が自覚して
いない場合もあり「話せてよかった」という言葉
が相談者から出るとホッとします。また、話すこ
とで気持ちが軽くなり、問題解決の糸口が見いだ
せることも。秘密は厳守しますので、どんな小さ
なことでも気軽にご相談ください。